

平成22年4月から佐賀県屋外広告物条例が改正

屋外広告物は許可が必要

平成20年4月から佐賀県屋外広告物条例の権限が武雄市に委譲され、許可事務等を武雄市で行っています。この度、県条例が抜本的に見直され平成22年4月1日より施行されます。主な改正内容は、次のとおりです。

4/1施行 主な改正内容

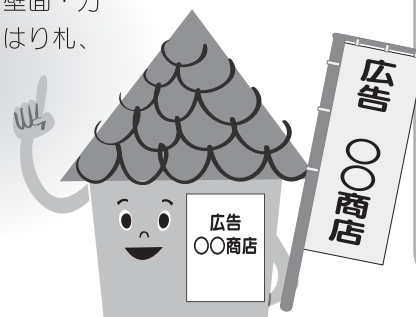
- ①これまで不要であった自己の店舗や事業所等に表示する屋外広告物も小規模なものを除き武雄市長の許可が必要となります。
- ②自己の店舗や事業所等の敷地以外の場所に屋外広告物を設置する場合は、全て武雄市長の許可が必要となります。
- ③屋外広告物を表示することができない禁止区域が、追加されました。

これも広告物

になるんだよ！！

店舗周りの旗やのぼり、壁面・ガラス面を利用したはり紙・はり札、移動可能な商品ディスプレイなど…

看板や広告塔以外にもいろいろな種類の物があるんだよ。



問 武雄市 都市計画課

☎(23)9418

佐賀県 まちづくり推進課

☎0952(25)7326



担当:中島

みんなの安心と優しさが広がる

交通災害共済

掛金は、
1人

500円

交通災害共済は、交通事故被害者の経済負担を軽減するため、少ない掛金で相互扶助する制度です。ご家族みんなで加入しましょう。

● 加入できる人は？

武雄市に住民登録をしている人、または外国人登録が済んでいる人です。修学のために、一時的に転出している人も加入できます。

● 掛金は？

1人500円（年額）

※中途加入の場合も掛け金は変わりませんので、できるだけ早く加入されることをおすすめします。

● 共済期間は？

4月1日から翌年3月31日まで。

※中途加入の場合は、加入手続きの日の翌日から3月31日までとなります。

● 加入方法は？

2月上旬に、全世帯に加入申込書とパンフレットを配布いたします。加入申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて、お申し込みください。

(申込先)

・ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口

（払込手数料は不要です）

・ 武雄市役所（1階庁舎案内所内）

・ 総務課 (23)9315

・ 山内支所 総務課 (45)2511

・ 北方支所 総務課 (36)2511



担当:中村

災害見舞金

区分	等級	災害の程度	見舞金額
自動車安全 運転センター 一等の交通 事故証明を つけたもの	1	死亡	100万円
	2	自賠法第1級各号に掲げる障害	80万円
	3	入院・通院実日数 200日以上	20万円
	4	” 150日以上	15万円
	5	” 100日以上	10万円
	6	” 75日以上	7万5千円
	7	” 50日以上	5万円
	8	” 25日以上	3万円
	9	” 10日以上	2万円
	現認書をつ けたもの	10	” 25日以上
11		” 10日以上	1万2千円